

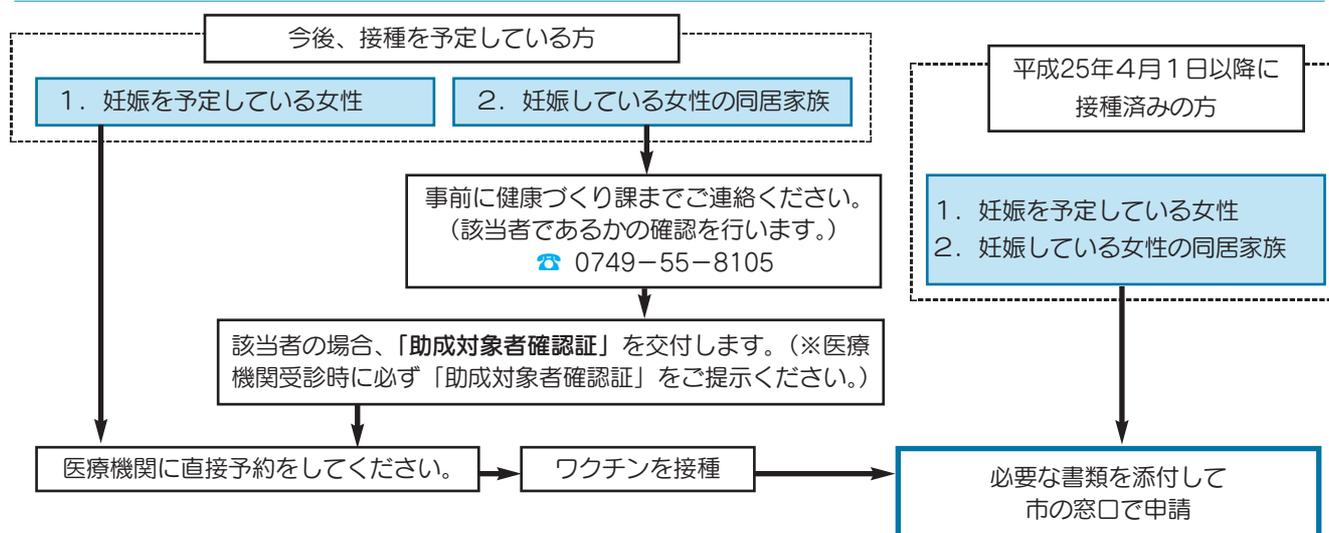
風しんが流行しています！

全国的に成人の風しんが流行しています。妊娠中の女性、特に妊娠20週頃までの妊婦が風しんにかかると、赤ちゃんにも感染し、耳が聞こえにくい、目が見えにくい、生まれつき心臓に病気がある、発達がゆっくりしているなどの「先天性風しん症候群」という病気にかかってしまうことがあります。

そこで、未来の赤ちゃんを守るため、また風しんの感染拡大を予防するため、市では下記対象者の風しん予防接種費用を助成します。

助成対象者	市内に住所を有し、平成26年3月31日現在、19歳以上の方で、次のいずれかに該当する方。ただし、予防接種をすでに2回受けている方、妊娠中の女性および現在妊娠している可能性のある女性を除きます。 (1) 妊娠を予定している女性 (2) 妊娠している女性の同居家族
対象となる期間	平成25年4月1日から平成25年9月30日までの接種 *申請期限は平成25年11月29日（金）までとします。
接種ワクチンと接種回数	「麻しん風しん混合ワクチン」または「風しん単独ワクチン」を1回接種 *助成はいずれかのワクチンにつき、1回限りです。
助成方法と助成金額	予防接種にかかった費用の2分の1の額（上限5,000円まで。100円未満は切り捨て）を償還払いで助成します。ただし、生活保護世帯に対しては全額助成します。

申請の流れ



◆申請の窓口と必要な書類について◆

申請受付場所	・健康づくり課（山東庁舎） ・米原げんきステーション（米原庁舎南隣り） ・各庁舎自治振興課、市民窓口課、各行政サービスセンター
申請書交付場所	上記、申請受付場所にあります。 (市公式ウェブサイトからもダウンロードできます。)
申請に必要な書類等	・米原市風しん予防接種費用助成申請書兼請求書 ・領収書（被接種者氏名、接種医療機関、支払金額、接種日、接種ワクチンが分かるもの） ※領収書が発行されない場合には、上記「米原市予防接種費用助成申請書兼請求書」裏面太枠内を医療機関に記入してもらってください。 ・妊婦の同居家族の場合、妊婦に交付している母子健康手帳（交付日・妊婦氏名が記載されたもの）。または、母子健康手帳表紙の写し。 ・印鑑（認め可） ・通帳（振込先の口座が分かるもの）